# 「機密書類保管サービス」に関する契約書

(以下「甲」という。) とストレージサービス株式会社(以下「乙」とい

う。) は、甲が乙に寄託する書類保管箱(以下「保管箱」という。) の保管業務および関連する業務について、下記のとおり契約(以下「本契約」という。) を締結する。

### 第1条(目的)

本契約は、甲が乙に寄託する保管箱の保管業務および関連する業務(以下「本サービス」という。)に関する基本 事項を定めるものである。

### 第2条(利用条件)

甲は、本サービスを利用するためにインターネットにおいて、乙のホームページ上の「機密書類保管サービス」 利用規約に同意し、会員 ID を登録することにより会員資格を取得する。

#### 第3条(会員 I D, パスワードの管理)

甲は会員登録手続きに際し取得した会員 I D, およびパスワードを自己の責任において管理、保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとする。甲による会員 I D、およびパスワードの管理不十分、使用の過誤、第三者の利用等から生じた損害は甲が負うものとし、乙は一切の責任はないものとする。

#### 第4条(会員資格の抹消)

- 1. 甲が以下の事由あるいは第5条の禁止事項に該当する場合、乙は事前に通告することなく会員資格を抹消することができるものとする。
  - (1) 本契約に違反した場合。
  - (2) 登録内容に虚偽、誤り、または記入漏れがあった場合。
  - (3) 第三者になりすました申請の場合。
  - (4) 料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。
  - (5) その他、会員として当社が不適当と判断した場合。
- 2. 前項の規定により会員資格が抹消された場合、甲は速やかに抹消の日までに発生した料金等、サービスに関連した乙に対する債務の全額を、乙の指示する方法で支払い、寄託物を引き取るものとする。

# 第5条(禁止事項)

本サービスを利用するに当たって、以下の行為を禁止する。

- (1) 会員 I D 及びパスワードを不正に使用する行為。
- (2) 本サービスの運営を不当に妨害し、乙または他の会員に不利益を生じさせること、またはその恐れのある行為
- (3) 乙の承認なく本サービスを通じて営利を目的とする行為。
- (4) 法令の規定または公序良俗に反する行為。
- (5) その他、乙が不適切と判断する行為。

# 第6条 (甲への通知)

乙から甲への運営に関する通知 (利用規約の改定、料金の改定、サービスの追加、変更および廃止等を含む) は 乙のホームページへ掲示、または電子メールにより行うものとする。尚、当該通知が乙のホームページ上の掲示 による場合は掲示時点で、また電子メールによる場合は登録メールアドレスに発信したことをもって通知が完了 したものとみなすものとする。

#### 第7条(寄託物について)

- 1.お預かりできる寄託物は、乙が予め定めた保管箱または乙が承認した保管箱の荷姿とし、その内容物は文書、資料、伝票、帳簿類およびこれに準ずるもの、又は乙が認めたものとする。
- 2. 保管箱について乙は開封せず、内容物の管理について乙は関知しないものとする。

## 第8条(有料サービス利用料金)

- 1. 本サービス内の有料サービス利用料金は別途定めるものとする。
- 2. 月額利用料は毎月1日から当月末までとする。

#### 第9条(寄託物の入庫、出庫)

本サービスにおける寄託物の入出庫はすべてインターネット上での依頼に限定する。

### 第10条 (出庫の拒絶)

- 1. 乙は甲より、保管料、荷役料その他費用および延滞金の支払いを受けない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、このことによる損害について、乙は賠償の責任を負わない。
- 2. 前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料および延滞金は、甲の負担とする。

### 第11条(寄託物の処分)

- 1. 乙は甲が寄託物を引き取ることを拒む、または引き取ることができない、もしくは乙の過失なくして甲と連絡をとることができない場合で、甲に対して期限を定めて寄託物の引き取りの催告をしたにもかかわらずその期限内に引き取りがされないときは、催告した日から3ヶ月を経過した後は、甲に対し予告した上で、寄託物の売却その他の処分をすることができる。ただし、寄託物が腐敗又は変質する恐れがあるものである場合は、甲に対し予告なく、引き取りの期限後直ちに寄託物の売却その他の処分をすることができるものとする。
- 2. 乙は、第1項の規定により売却した場合は、その代価から保管料、荷役料その他の費用、立替金及び延滞金並びに売却のために要した費用を控除し、残額があるときはこれを甲に返還し、不足があるときは甲に対しその支払を請求する。

#### 第12条(秘密漏洩禁止)

甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の業務上の資料又は情報を本契約有効期間は勿論、本契約終了後においても、他に漏洩又は開示しないものとする。

#### 第13条(保険の付保)

乙は自己の負担で保管箱1個に対し1万円の下記損害を填補する火災保険を付保する。

- (1) 火災、落雷、破裂、爆発、盗難による損害。
- (2) 台風、暴風雨、洪水等水災による被害。
- (3) 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水による損害。

#### 第14条(免責事項)

戦争、事変、暴動、又は地震、津波、高潮、その他天変・地変等、乙の責めに帰すべき事由のない不可抗力によって保管箱が紛失、滅失、棄損、変質したために生じた甲の損害について、乙はその責務、損害賠償の責は負わないものとする。

### 第15条(有効期間)

本契約の有効期間は本契約の締結の日から1年間とする。但し、甲又は乙から相手側に対して、終了日の3ケ月前までに書面による通知がない場合には、本契約は自動更新するものとする。

# 第16条 (裁判管理)

本契約に関する訴訟は、原則として大阪地方裁判所をもって第一審の専属合意管轄裁判所とする。

# 第17条(協議事項)

本契約に定めない事項については、「機密書類保管サービス」利用規約及び国土交通省告示 標準トランクルームサービス約款によるものとし、解釈上疑義の生じた事項については甲と乙は協議の上解決するものとする。

本契約の成立を証するため、甲乙記名押印のうえ1通を作成し、甲が原本を保管し、乙は写しを保管する。

20 年 月 日

(甲)

(乙) 大阪市西区南堀江4丁目21番14号 ストレージサービス株式会社 代表取締役 畑 光雄